

売春と社会史・売春の社会史

—書評 M・Gibson : Prostitution and the State in Italy 1861-1915—

北村暁夫

周辺的なものに対する歴史研究は、いまさら「社会史」うんぬんと言うまでもなく、昨今めざましい進展を遂げてきた。売春、あるいは売春婦もまたその例外ではない。アメリカ人女性研究者の手になる本書は、イタリアのいわゆる「自由主義国家」期という、「売春の社会史」研究の処女地に、ここ十年ほど急速に蓄積された研究の成果を応用した意欲的な作品である。

本書の基本的な意図、戦略は序章においてあます所なく語られている。彼女によれば、従来の売春に関する諸研究は、あまりにも売春という行為を静態的で、歴史なき現象として捉えてきた。「売春はこの世で最も古い職業」という俗言はこれを如実に体现するものであった。この根底には、人間の性行動を生物学的に固定したものと捉える発想がある。とりわけ女性研究においては、女性をその身体に根ざしそれから離れがたいものとみなす「肉体決定論」が強い影響力を持ち、女性の多様な経験、意識が、「本能」の名のもとにおとしめられてきたといえる。これに対し、彼女は売春、および売春にまつわる言説を、固有の時代、固有の場に限定して（すなわち彼女の場合は19C中葉—20C初頭のイタリア）、複雑な政治、経済、社会状況に位置づけて論じることが必要であると説く。歴史研究の場においてすら、従来の売春研究は、叙述的、エピソード羅列的であって分析的ではなく、政治、経済、社会の文脈からはずれた静態的なものであった。また、社会学や心理学における売春研究の多くは、得られたデータがヨーロッパ近代に固有のものであるという事実を等閑視して、過度に、普遍化してしまっている。特定の時代、特定の場において綿密な調査を重ねること—それは近年の新しいタイプの社会史

の登場によってはじめて可能になったと彼女は説くのである。

それでは、19C末から20C初頭の欧米にあらわれた売春をめぐる言説には何があったか。彼女によれば、禁止 (prohibition)、規制 (regulation)、脱犯罪化 (decriminalization) もしくは廃止 (abolition) の三つである。「禁止」はヨーロッパ・キリスト教世界では三つのうち最も古くから存在する。この言説では、婚外性交渉を一切認めず、従って売春すなわち犯罪である。ただし、罰せられるのは女性のみであって、道徳の改善によって初めて救済の道が開けるとされる。第二の「規制」は、売春を必要悪と捉え、売春行為そのものは合法と認めて、これを厳重に管理、監督するというものである。この言説の背景には、婚外性交渉を求めるのは男性の性の宿命であり、家庭を守るための安全弁として売春が必要とされるという認識がある。つまり、男性の側の事情のみが考慮されているのであり、性の“二重基準 (double standard)” がみられる。またこの言説は、中世にもみられたが、生物学や性科学といった科学的言説への依存において近代に独特のものである。第三の「脱犯罪化」は、最も新しくあらわれたものである。売春を“悪徳”と捉える点では「規制」と似た点もあるが、性の“二重基準”を排し、売春が社会にとって不可欠なものであるとは捉えない。そして、社会改良によって経済的圧迫がなくなれば売春は消滅すると認識し、国家が売春行為を監視・統制することに強く反対するのである。この三つの言説の中で、当該時期のイタリアは、国家の政策としては明らかに「規制」の諸法令を築いていった。しかし、この「規制」のシステムは実際には有効に機能しなかった。にもかかわらず、イタリア政府がなにゆえこの「規制」システムに固執したか、それを解き明かすことが本書の主眼の一つになっている。

さて、著者によれば、売春研究には様々なアプローチの仕方がありうる。その中でも彼女は、社会史、女性学、犯罪学を重視し、この三者の接点に当該時期イタリア売春婦の実像をとり結ぼうとしている。そのうち女性学（あるいはフェミニズム）に関しては、

従来売春＝女性の犠牲、搾取という面がもっぱら強調されていたのに対し、むしろ女性のもつ活力、能力を積極的に評価し、19世紀の売春婦がいかに自らの生活を作りあげていったかという点に注目したいと彼女は述べている。犯罪学では、フーコーの「監獄の誕生」を参照しつつ、「いかに監獄が犯罪者を生むか」＝「いかに規制システムが売春婦を生むか」という視点に示唆を得ている。さらに犯罪社会学、中でもレイベリング論や相互行為論からの影響のもとに、医者、警察と売春婦の日常の出会いから、両者が相互に影響を与えあうものとして捉えられるとしている。こうした方法論により、固有の政治、経済、社会条件にある国家／個々の女性の相互行為に、19C-20Cの売春の起源、形態をみることができると説くのである。

「序章」をうけて、本書は二部の構成をとっている。第一部（1章～3章）「国家」は、法のありかたを軸に、政府の政策、それをとりまく圧力集団の動向を通時的に追っている。第二部（4章～6章）「売春」は、売春婦の具体的な実像を紹介しながら、警察および医者と売春婦との接触のありかたを詳細に伝えている。警察との関係を論じた第五章に「監視」、医者との関係を論じた第六章に「検査」と、フーコー的テーゼを意識した副題が冠せられている。

それでは、具体的に第一章から本書の内容を紹介してみよう。第一章「規制：カヴール法」では、19世紀前半の人口増加、都市への人口流出、家族構造の変容などの社会的・経済的变化によって、売春婦の存在が、統一過程にあったピエモンテ政府に脅威と映り始めたことが述べられる。政府が売春婦をどのように認識していたかといえ、第一に働くのをいとう怠惰な貧困者である。第二に売春宿は犯罪の巢窟であり、売春婦は犯罪者とつながりをもっている。第三に性的逸脱者として性的秩序のびん乱者である。第四に経済的に“自立”しているがゆえに家族という紐帯を破壊し、ひいては社会秩序をも解体する脅威である。以上四点により、政府は売春婦を“危険な階級（classi pericolose）”の一つとみなすにいたった。ピエモンテ政府首相カヴールは、理論的には自

由主義者であったが、実践的にはいわゆるマキャヴェリストで、社会問題においても公民権は尊重しつつ、秩序と規律の維持に対しては全力をあげた。1860年 2月15日（すなわち統一の約一年前）に勅令の形で発布されたカヴール法（regolamento Cavour）は、売春婦は警察に登録すること、二週間に一度医師の診察を受けること、性病に罹病していることが判明した時にはsifilicomoと呼ばれる専用病棟に隔離され、治療を受けることを義務づけたものであった。またこの法は、イタリア統一国家の基本方針としての中央集権化、もしくはピエモンテ化の一貫としてイタリア全土に適用されることになった。

著者によれば、カヴール法は、フーコーが19世紀の監獄行政に特徴的であるとした四つの指標—囲いこみ、規律、監獄、情報収集—と全く同じ戦略をもっている。すなわち、売春婦は公認され、娼館に囲いこまれる。法の網の目と、娼館への囲いこみにより、規律をもたされる。警察および医師によって監視される。様々な情報が文書となって収集される。こうして規律のネットワークが形成されるのである。だが、著者によれば、このネットワークはフーコーの言う監獄におけるネットワークと若干異なる。というのも娼館は顧客という通常の社会の構成員と接触を持ち、また娼館のマダムは警察と売春婦の媒介役として、監獄の看守とは異なった動きをするからである。従って、管理の網の目からこぼれたブラインド・サイドには、売春婦自身のオートノミーが存在する余地があったのである。とはいえ、カヴール法の制定により、イタリアは19c後半の他の多くのヨーロッパ諸国同様に、「規制」の国家としてスタートしたのである。

第二章「廃止：1888年クリスピ法」では、一転して規制廃止派の動向を詳述している。著者によれば、カヴール法制定以後、規制に反対した廃止派は、大きく分けて①政治的左翼、②フェミニスト、③中、下層の労働者、の三者であった。このうち①は議会内に議席を持つ唯一の勢力として法改正につとめ、②は（女性は参政権をもたぬゆえ）議会外の圧力団体として活動した。一部の労働者の支持を得たとはいえ、結局廃止派の運動

も前二者からなるブルジョワジーのヘゲモニーのもとにあった。彼らは、(序章で紹介した如く) 家族、社会の秩序維持の安全弁として売春を国家が容認、規制するという事態に反駁し、カヴール法は公民権を制限するばかりか、女性にのみ不平等に適用されるものだとしてこれを非難した。そして、法律の改正や、経済状態の改善、性道徳や女性の地位の向上などにより、売春は漸進的に減少していくと説いた。

廃止派の運動によって、1876年と1883年の二度にわたり法改正の検討委員会が発足し、報告書を提出したが、二度とも実現には至らなかった。1888年になりクリスピ内閣のもとで、ようやく廃止派の要求を一部とり入れた勅令が発令された。この勅令では、従来売春婦が個人単位で登録されていたものを娼館単位の登録にすること、警察権力の乱用を防止すべく、登録されていない売春婦は刑法に違反するところがあった時しか逮捕されえないこと、などが盛りこまれた。廃止派の要求が一部採用されたとはいえ、娼館の登録に際しては被雇用者の身元を警察が調査できるなど、廃止派の得た成果は極めて微々たるものであった。著者は、廃止派の運動がわずかな成果しかあげられなかった原因を、(1)左翼の弱体、分裂という政治構造、(2)立法より行政が優位に立つという事情、(3)フェミニズムの弱さ、(4)教会は下級聖職者に規制派が多く、草の根レベルでも廃止派が提携していくことが不可能であったこと、などを挙げている。

だが、このわずかばかりの廃止派の勝利さえも、長続きはしなかった。第三章「規制への回帰：1891年ニコテラ法」では、まず副題に示されたニコテラ法の内容が紹介される。1888年のクリスピ法が実効性を持ち得なかった状況の中で、再び3年後に法改正がなされた。この法は、娼館単位の登録を認めたり、性病治療の受診を隔離された専用病院だけでなく町の開業医で受けることも許可するといった、廃止派的な外装をもちながら、実質的には経営者に被雇用者の名簿の提出を義務づけたり、街娼の登録も義務づけるなど、規制論に逆行した内容をもっていた。結局以後10年間は、規制論が優勢を保ち続ける。

この流れに変化が見られるのは、20世紀に入り、いわゆる“白人奴隷売買（女性人身売買）”に反対するキャンペーンがヨーロッパ規模で広がってからである。このキャンペーンでは、様々なフェミニスト組織が活動を展開した。元来、禁止論派であるカトリック系の女性組織や、規制論者の支援も受け、売春問題に関するイタリア国内の関心は急速に裾野を広げていった。だが、禁止論派のカトリックとの提携により、フェミニスト組織の廃止論の純度が低下しただけでなく、フェミニスト組織自体が、急進左派から次第に分離したり、労働者層との協力関係が薄れ、モデレートな団体へと変化していった。その結果、このキャンペーンにおいても、母性の保護を求めて政府の監視強化を要求するなど、廃止論の変質が見られるようになった。ただ、著者によれば、同じ時期に英米では純潔に対するファナティズムが高潮し、規制に反対する感情がむしろ売春婦攻撃に結びついてしまったのに対し、イタリアでは比較的、廃止論の原則にのっとった運動が展開されたといえる。

一方、医療の分野では、1890年代に診療所の地方分権化が進んで、国立診療所が閉鎖されるにいたった。また、1905年にはニコテラ法の一部改正法として、強制的な治療が禁止された上に、性病治療を売春婦に限定せず、あらゆる罹病者に無料で施すことが定められ、規制が若干緩和された。

以上の様に1890年代から第一次大戦にかけてイタリアは基本的には規制論の国家ではあったものの、規制論と廃止論がきっこうする複雑な状況にあったと結論づけられている。

第四章は「売春婦の社会的プロフィール」である。売春婦をめぐる史料については、直接売春婦自身が残したものはまれにしても、「知＝権力」のテーゼを立証するかのよように、警察、医師が残した史料が比較的豊富である。（特にイタリアのような規制論の国は、禁止論の国よりも監視、情報収集をするだけ史料が豊かになる。）売春婦の実像を明らかにする上で、著者は史料探索のフィールドをポローニャに求めた。ポローニャ

は統一時10万人以上の人口を有した9つのイタリア大都市の一つである。この9つのうちいずれが売春の実態を知る上で典型的かは一概には言えないと著者は言う。著者がポローニャを選んだのは中でも史料が多く残されているという理由からである。

さて、著者の分析は、王国全体の統計数値の把握からはじまっている。統計史料の分析にあたって留意すべきはその不完全さである。イタリアの売春婦統計が登録済み売春婦から成りたっている以上、数字にあらわれない未登録売春婦がどの程度いたかを勘案しながら議論を進める必要がある。とりあえず、統計数字に即して論を進めるならば、統一王国全体の売春婦総数の変遷は、1870年 8,320名→1881年10,422名→1900年以後、5,500名～6,500名となっている。居住地は圧倒的に都市部である。売春婦の数が20世紀に入って減少しているのは、未登録の売春婦の数が増加していることを示している。政府が娼館に囲いこみ、それごと監視しようとしているのに対し、実際は売春婦が都市全体に拡散していく傾向にあることがわかる。

年齢構成を見ると20代前半が圧倒的に多い。ただし、登録対象が21才以上であったことを考慮すると、未成年の“非合法”売春がかなりの数あったと考えられる。また独身者が圧倒的であるが、これも主婦による“パート・タイム”的な売春行為が存在したことを否定するものではない。彼女たちの教育水準は低いが、この時期のイタリアは男女間の教育水準の差が極めて大きいことを考えれば、女性の中で著しく低いとは言えない。（ここで興味深かったのは、初等教育に携わる女性教師が賃金の低さから“パート・タイム”的に売春行為に及んでいたという指摘である。）出身地はなるほど農村地域が多いが、男性の移住労働者に比べると移動の距離は短い。売春婦になる前の職業を見ると、女中と縫製業が圧倒的に多い。（イタリアでは、農村からダイレクトに売春婦としてリクルートされるという例は、少なくとも統計上は少ない。）家族的背景については、両親のいずれか、あるいは双方ともいないという場合が多い。

以上概括してみると、売春婦は都市の他の下層階級の平均的女性像にオーバーラップ

する部分が極めて多いことがわかる。都市在住の下層女性は平均年齢が若く、したがって独身者も多く、農村出身者が多くて教育水準は総じて低いからである。ただ、職業的には、都市在住の下層女性の職業のひとつの典型ともいえる繊維工業出身者が売春婦には少ないことが特徴的である。また、家族的背景に親の欠損が多いことも、独立心のあらわれとしてみることができると著者は述べている。いずれにせよ、売春は、都市在住の下層労働者女性にとって決して特殊な職業の選択肢ではなかったのである。

第五章「売春婦と警察：監視」は、前半で売春婦を取締まった「風俗警察」の実態を明らかにしている。これは内務省所轄の治安警備本部に所属しており、地方の諸官庁より中央と強いつながりを持っていた。だが、質的に高い警官を登用することができなかつたため、警官の教育水準向上を目的として、1903年科学警察学校がローマに設立された。校長オットレンギ (S. Ottolenghi) は、かの犯罪社会学者ロンブローゾに師事した人物で、この学校ではロンブローゾ流の実証主義的犯罪社会学、ないし犯罪人類学を徹底して教示した。そこでは売春婦は男性における犯罪者の女性的対価であるとみなされ、その多くは生物学的にも“普通の女性”より劣っており、また環境的原因で売春に身を投じた女性は嚴重な監視のもとに更生が計られるべきである、といった内容が講じられた。この学校の卒業生の多くが、地方の警察、とりわけ「風俗警察」へと送りだされ、かくして彼らは実証主義的犯罪学と警察の売春取締りの接点に位置した。まさに知と権力の結合のありかたを見ることができると著者は指摘する。

後半では、登録、逮捕、移住、登録抹消などを通じての、警察と売春婦の日常の交流に焦点をあてている。登録に関しては、売春婦の自発的登録と警察による強制登録があるが、南部などを例外として総じて自発的登録が統計上多かった。ただ非合法売春に関しては、特に若年者を中心に、警察は逮捕後これを登録するよりは、実家に帰すことを好む傾向にあった。また、明確な証拠もないのに、売春の嫌疑をかけられて逮捕されるケースも多かった。さらに、登録後は警察の執拗な監視を受けた。この場合、娼館のマ

ダムの位置が重要になる。彼女たちは警察への情報提供者であると同時に、売春婦の保護者でもあるというアンビヴァレントな存在であった。娼館は特定地域に集中するのが一般的だが、次第に分散化する傾向にあった。売春婦はモビリティが高く、特に登録から外れたいがために他の町に移住するケースは多かったが、しばしば逮捕、再登録され、登録→移住→逮捕→再登録のいたちごっこを繰り返した。そして、死亡、病気、結婚、別の職業への就職などの場合は登録が抹消されたが、実際には死亡以外で警察から登録抹消が認められるのは困難であった。以上の分析から、売春婦の自由を制限するという意味では、警察は監視の役割を果たしたが、法制定時に考えられていたような規律、監視のシステムとしては十分には機能しなかったこと、ただし、女性、とりわけ労働者階級の女性にとっては売春行為をしているか否かにかかわらず、潜在的脅威となっていたこと、などが結論づけられている。

第6章「売春婦と医師：診察」では、性病をめぐる医療機関の整備、医師と売春婦の日常の接触のあり方、および、性病予防の効果について論じられている。

イタリアにおける性病の予防、治療体制は、1888年の法でようやく行政的骨格が整い、また警察からの自立も可能になった。とはいっても、医師の質の低さ、専門的知識の欠如はいかんともしがたいものがあつた。軍医の活動も軍隊内部での感染を阻止するにはいたらなかった。また実際ペニシリンが発見されていない第一次大戦前の状況では、治療、予防に決定的な策がなかったのもやむをえぬことであつた。

一方、医師と売春婦の関係に関しては、1888年の法の前後を区別して考える必要がある。1888年以前は、警察に従属した保健所と、治療所としてのsifilicomioが存在した。保健所は、性病予防の対象を売春婦に限定して診察したが、医師の数に比して診察者数が多すぎるなど、有効な予防活動はできなかつた。しかも、売春婦から見れば医師はよそ者であり、農村では医師よりも呪術師の方が信用を得ていた時代でもあつた。医師の側の軽蔑的な姿勢と相まって、医師による診察は、売春婦にとって抑圧装置以外の何も

のでもなかった。また、罹病者の収容施設であるsifilicomоは、売春婦を一般の人々から峻別する隔離機関であり、実態もひどいもので、売春婦たちから“牢獄(ergastoli)”とさえ言われ、嫌われた施設であった。

これに対し、1888年法以後は、前二者にかわり、警察から独立した予防用の診療所や治療用の隔離病棟が設立された。診療所は対象を全国民に拡大し、男性患者も増えていった。売春婦はむしろ、登録済みの場合は娼館付きの個人医師が診療することが多くなり、診療所では非合法売春婦（特に街娼）の診療が中心になっていった。また、医師と売春婦の関係も次第に改善された。隔離病棟においても待遇の改善はみられ、売春婦以外の治療患者が増加した。もっとも、性病患者を隔離、監視するという主旨に変わりなく、特に売春婦は罹病が判明すると強制的に入院させられたため、売春婦には敬遠される対象であった。

売春婦を含めた性病患者は、19c末から20c初頭にかけて減少する傾向を示した。1888年法による改革もあって、公衆衛生の状況には改善が見られると著者は評価している。

本書は、「結論」で締めくくられている。とはいっても、この「結論」は本書全体の総括ではなく、むしろ本書の対象時期以後の展開を概括したものである。主として述べられている論点は、1958年のメルリ法制定により、まがりなりにもイタリアは廃止論の国になったことと、80年代になり、様々な会議、マニフェストを通じて、売春婦が自らの立場、地位について、自らの言葉で語りはじめたこと、の二点である。「おそらく、売春婦たちの将来の証言が、19世紀、20世紀初頭のあまり政治的ではなかったが、決して消極的ではなかった売春婦の歴史を、あらためて照らし出すであろう」という結語に、著者の本書にこめた思いを読みとることができよう。

本書の内容をやや詳細に紹介した。冒頭にも述べたように、自由主義期イタリアの売春問題に関して、これほど浩瀚、網羅的に、また要領よくまとめた研究は存在しなかつ

たと言えよう。

ところで、売春研究の先進地域といえ、何をさておいてもヴィクトリア期イギリスを挙げねばなるまい。評者が参照しえた限りでも、フィネガン(1979)、マックヒュー(1980)、ウォーコヴィッツ(1980)らの著作を挙げるができる。このうちフィネガンの研究はヨークに焦点をあて、地元の新聞、雑誌を主たる史料として、売春婦の等身大の生活を描くという、“下からの歴史”を目指したものである。そこでの主たるモチーフは、いかに貧困が売春を産んでいるか、売春婦の生活がいかに悲惨なものであるか、ということにあった。一方、マックヒューは、書名こそ“売春婦”と冠しているが、売春婦の社会史的考察というよりは、規制論の国であったイギリスにおいて、廃止論の運動の展開を、フェミニズム運動の主導者バトラー(J. Butler)ーギブソンの著書にも登場するーを中心に叙述している。

これに対し、ウォーコヴィッツは、あたかも前二者を総合するかの如く、第1部で売春婦および、性病の実態を、第2部で廃止論の運動の展開を、第3部で都市のケース・スタディ(プリマスとサウサンプトン)を行っている。そして、彼女の著書の前提になっているのが、性の科学と権力のテクノロジーがいかに生み出されていくか、というかのフーコーのテーゼなのである。

ここまで見てくると、ギブソンの研究が先行研究として何に依拠してきたかは明らかである。フーコー的テーゼを通奏させつつ、一方ではイタリアにおける規制の実態と廃止論の展開を、他方ではポローニャをケース・スタディとして売春婦の実態と、警察、医師との接触の局面を描く。ウォーコヴィッツに負う所、極めて大きいといえよう。

だが、そのことをもってして、本書の価値を低くおとしめることは適切ではないように評者には思われる。ヴィクトリア朝期の売春婦研究が活況を呈し、蓄積も厚みを加えているのに対し、同時期のイタリア売春婦研究は極めて層が薄いからである。ヴィクトリア朝期の研究者たちが一つ一つ積み上げていったことを、彼女は細腕(かどうかは知

らないが) 一本で成し遂げたのである。情報量の豊富さと整理のゆきとどいた叙述という点に対して、ひとまず敬意を表すべきであろう。

あるいは、フーコーのテーゼをケース・スタディに単純に適用したものにすぎないという批判もあろう。なるほど、抑圧の増大、性をめぐる言説の瀰漫というのは、今となってはいかにも陳腐な解釈という気がしなくもない。だが、こうした解釈を用いることのできる事例を、それなりに綿密に提示したという点は評価できる。しかも、売春婦研究にとどまらず他の領域も含めて、アメリカの歴史学界に与えたフーコーの影響力の大きさを知る上でも興味深い。

むしろ問題なのは、フーコーの著作の受けとめ方そのものではないかと思う。まず第一に権力論である。フーコーが権力を中心から周辺にあるいは上から下に行使されるのではなく、網の目のようにはりめぐらされたものとして捉えていることはよく知られている。そこでは、権力を法的権利の形において行使されるものとは捉えず、また国家は権力を発現する主体であるという認識はない。それに対して、ギブソンの書はそのタイトルが示すように、法的主体としての国家の、まさにその法的活動が分析の中心対象となっている。その一方では、権力のテクノロジーだの、性的犯罪をめぐる科学の組織化だのといったフーコー的言説がちりばめられているというのに。ここから、昔ながらの権力論とフーコー的エピステモロジーとの通俗的な折衷という危険が生じないだろうか。

さらに、『性の歴史』の摂取の仕方も気にかかる。ウォーコヴィッツにせよギブソンにせよ、著作が刊行されたときに、既に『性の歴史』は英訳されており、両書の文献目録にもその名が見られる。にもかかわらずなるほど、性の科学の実践的展開については視野に入っているものの—その書への言及は、『監獄の誕生』への言及に比べて弱いものに思われる。

実際、フランドランも述べている様に、この二書の間には、フーコー自身のトーンの

変化—古典主義時代以来の性の抑圧強化という命題への挑戦—を見ることができる。この変化に対して、彼女たちにもとまどいがあるように思えるのである。だが、売春を歴史的に分析していく上で、『性の歴史』を抜きにして語るができるのだろうか。わずか数冊とはいえ、上述の売春問題を扱った歴史研究書をふりかえって、評者が最も不満に思ったことは、「性 (sexualité)」の問題が一向に廻上にとりあげられないことであつた。しかも、ここでいう「性」とは、フーコーのことばを借りれば「前提としての性」、つまり物質的な意味での性ではなく、「性的欲望」である。「前提としての性」が「性的欲望」を生むのではなく、「性的欲望」が「性」を支配する、とフーコーは言う。このフーコーの指摘を受け入れるならば、こと問題が売春にいたるとき、売春をめぐる「性的欲望」が探求されるべきではないか。すなわち、あえて単純化して言えば、問われるべきは、「社会はなぜ、もしくはいかなるプロセスによって、売春を生むのか」という問いなのである。男性はなぜ売春婦を必要とするのか、また女性はいかなるプロセスにより売春婦となるのか、という問いである。確かに、この問い自体が、歴史抜きで社会的、心理学的分析—あの「売春は世界最古の職業である」という俗言に密接に関係する—への、言わば先祖返りの危険を伴うものであるかもしれない。だが、まさにその陥せいを乗り越えるためにこそ、「性的欲望」、すなわち性をめぐる言説の総体を、個別の歴史的文脈の中で分析、解釈していく必要があるのではないだろうか。上野千鶴子が述べているように、性の問題を捨象した女性問題はありえないのであり、従ってまた、性の問題を捨象した売春問題もありえないのである。

さらに、もう一つの課題として評者が取りあげたいのは、都市化の進行が、売春をめぐる状況にいかなる影響をあたえたか、という問題である。既に、ギブソンも、売春婦の実態把握の中で、社会流動との関わりを一応述べている。彼女によれば、売春婦の移動のパターンは女性労働者一般のパターン（すなわち、男性に比べて短い移動距離）に似ているが、流動性はより高いという。それ以上の言及は、女性労働者の移動が統計的

にじゅうぶん把握できないという理由から、なされていない。なるほど、女性の移動の実態については、今後検討を深めていく必要のあるテーマではあろう。だがそれにしても、著者が自由主義期を一括して論じているという姿勢が、評者には気にかかる。少なくとも、当該時期の社会流動に関しては、1860年代～70年代、1880年代～90年代（移民の急増）、1900年代（工業化の急速な進展）と三つの時期に分けて論じる必要があると評者は考える。となれば、売春婦の状況も、この三つの時期区分に沿って論じることが可能になろう。

また、ギブソンは、売春という職業が下層労働者階級の女性にとって可能な選択肢の一つであったとして、職業選択の際の“自主性”を強調している。この点を見ると、我々は日本との相違を強く感じる。評者の理解する限り、当該時期の日本においては、売春婦のリクルートはかなりシステム化しており、農村からダイレクトに送り込まれるという場合が多く、女性が自主的に選択する余地は極めて小さかった。日本の場合、実際に選択の余地が全くなかったのかどうかは、研究の深化を待たねばならない。逆にイタリアの場合、著者が言うほど自主的な選択が可能なものであったのか、日本によく見られた様なリクルートのシステムは存在しなかったのかという点を改めて検討すべきではなかろうか。

日本でイタリア近代史を研究する場合、いったいその意義は奈辺にあるのか—この問いに対する答えには、勿論様々な可能性があろう。だが、近年とみに指摘されるのは以下の点である。すなわち、従来日本の近代化を考察する上で、比較のモデルとして、主として英・独・仏がとりあげられてきた。しかし、英・独・仏はその“先進性”ゆえに、日本との比較において必ずしも有効とはいえない場合も多く、むしろイタリアの事例が、国の規模や国民国家の形成時期などにおいて、より有効なモデルを提供しうるのではないかということである。その意味でも、本書は（実は著者がなぜあえてイタリアを研究対象として選択したかが、必ずしも判然としないのだが）、我々日本の読者にとっても、

比較史的考察への有益な視点を提示する作品であるといえよう。それにしても、日本の売春研究は、未だそのとば口についたばかりのようである。評書に示唆を得て、新たな研究の展開が見られれば、評者にとっても紹介の甲斐があろうというものである。

*Mary Gibson ; Prostitution and the State in Italy 1861-1915.

New Brunswick, Rutgers U.P., 1986.

参考文献

*Finnegan, Frances ; Poverty and Prostitution :A Study of Victorian Prostitutes in York. Cambridge U.P., 1979.

*McHugh, Paul ; Prostitution and Victorian Social Reform. New York, St. Martin's, 1980.

*Walkowitz, Judith R. ; Prostitution and Victorian Society :Women, Class and the State. New York, Cambridge U.P., 1980.

*Corbin, Alain ; Les filles de noce :Misère sexuelle et prostitution. Paris, Aubier-Montaigne, 1978.

*Evans, Richard ; Prostitution, State, and Society in Imperial Germany. Past and Present. 70, 1976.

*Flandrin, Jean-Louis ; Le sexe et l'occident. Paris, Seuil, 1981.
(宮原信訳、『性と歴史』、新評論、1987年)

*Foucault, Michel ; La volonté de savoir. Paris, Gallimard, 1976.
(渡辺守章訳、『知への意志』、新潮社、1986年)

*上野千鶴子：『女という快楽』、勁草書房、1986年

*佐伯順子：『遊女の文化史』、中央公論社、1987年

*吉見周子：『売娼の社会史』、雄山閣、1984年

[東京大学文学部助手]